

一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。後発医薬品のある医薬品について、一般名（有効成分の名称）で処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和6年10月1日より患者様が一般名処方の処方箋から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

一関病院長